

シルバー人材センターのご利用にあたって

(公社) 島田市シルバー人材センター

シルバー人材センター（以下「センター」という）は「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国及び地方公共団体からの補助金を交付されている公共性の高い公益法人です。

従って、センターは営利を目的とするものではありません。

センターは、島田市に在住する「60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者」の会員組織で、高齢者にふさわしい仕事をセンターが請負又は委任によって引き受け、会員が各自の希望に沿って就業するシステムを基本としています。

◆センターの受託事業の特色（①～⑤をご確認下さい）

①会員の就業は「**臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務**」に限られます。

- おおむね月 10 日程度以内
または、1 週間当たりの就業時間が 20 時間を超えない軽易な就業
- 1 人の会員で対応できない場合は、複数の会員がローテーションを組み協働する場合があります

②高齢者にとって**危険や有害な内容**を伴う作業は**お受けできません**。

- フォークリフト、プレス機械等の操作
- 高所作業
- 有害物質の取り扱い等重大な事故に結び付く恐れのある作業 など。

③発注者様と会員との間に**雇用関係はありません**。

＜お客様が事業所等の場合＞

経理上は外注費、委託費等、人件費以外の費目で支出されることをお勧めします。

また、会員には労災保険が適用されませんが、これに代わるものとして

全会員が「**シルバー人材センター団体傷害保険賠償保険**」に加入しています。

※賠償保険の加入も有り。

④**請負・委任業務**では、発注者様（の社員）から会員に直接の**指揮・命令は出来ません**。

また、**社員と混在して就労することも出来ません**。

このようなケースでは、**シルバー派遣**のご利用をご案内しています。

(次頁へ続く)

- ⑤会員が就業した後は「**就業報告書**」を自分で記入し、
発注者様のご確認を得た上で、センターに提出することになっています。
その報告書を元に発注者様へ請求書をご郵送致します。
受託業務の場合、**就労会員の受け取る配分金(報酬)の11%の事務費**をいただいています
※必要に応じて別途、材料費・処分費等がかかる場合があります。

<ご請求の計算例>

ご請求額 = 配分金 (会員が得る報酬) + 事務費 11% + (材料費)

例えば、配分金が 1000 円、材料費が 500 円だった場合は
ご請求は下記となります。

ご請求金額 1610 円

(内訳)

- 配分金：1000 円
- 事務費：110 円 (1000 円 × 11%)
- 材料費：500 円

※シルバー派遣の場合には、料金のシステムが異なります。

ご不明点・詳細内容についてのご質問等は、お近くの事務所までお問合せください。

■本部事務所

住 所 : 静岡県島田市中心町 5 番の 1 プラザおおるり東館 2 階
T E L : 0547-35-1303
F A X : 0547-35-1394
M a i l : shimada-n@sjc.ne.jp

■川根事務所

住 所 : 静岡県島田市川根町家山 1029 番地の 3
T E L : 0547-53-3080
F A X : 0547-53-3082
M a i l : kawane@sjc.ne.jp